

## 第 4 2 1 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、処分変更後の一部公開決定は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 令和 4年 6月24日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和 3年 3月30日に行なわれた「弥富相生山線の道路建設に係る学術検証懇談会」の

①録音及び記録作成に必要とした資料など。（以下「本件対象文書」という。）

②上記懇談会の企画までの経緯となる契約や資料など。

2 同年 8月 5日、実施機関は本件公開請求に対して、次のとおり特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 令和 2年度「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」

(2) 世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議（第17回）会議記録

(3) 令和 2年度弥富相生山線交通解析業務委託について

(4) 令和 2年度弥富相生山線に関する環境調査業務委託報告書

(5) 弥富相生山線に関する環境調査業務委託及び弥富相生山線交通解析業務委託に係る契約書一式

(6) 弥富相生山線に関する環境調査業務委託及び弥富相生山線交通解析業務委託に係る貸与物件整理簿

3 同年 9月 5日、実施機関は、本件処分①の通知において、本件対象文書に関する記載が漏れており、誤りであったため、本件処分①を取り消し、本件対象文書が不存在である旨の記載を追加し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

4 同年12月 5日、審査請求人は、本件処分②のうち本件対象文書が不存在であることを理由に非公開とした部分を不服として、審査庁である名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、行政文書の一部を公開しない理由として、本件対象文書が不存在のためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求人は、「弥富相生山線の道路建設に係る学術検証懇談会（以下「本件懇談会」という。）は10年前に市長から諮問された「弥富相生山線の道路建設に係る学術検証委員会（以下「本件委員会」という。）」の内容を再検証するために当時の同じメンバーで開かれた重要な会議であるため、この内容は当然、記録されているはずであり、「不存在のため」とすることは有り得ないことである」と述べている。

(2) 本件対象文書について、録音データ（以下「本件録音データ」という。）は録音自体していないため、不存在である。議事メモ（以下「本件議事メモ」という。）は議事録（以下「本件会議記録」という。）が完成した際（令和 3年 9月21日）に不要となり廃棄している。

(3) 本件懇談会については、名古屋市ホームページに概要や資料、結果の要約が公開されており、本件会議記録については、情報公開及び情報提供制度により一般に公開されている。また、情報提供制度により令和 3年に審査請求人の依頼により本件会議記録を提供している。

(4) 審査請求人は審査請求の理由として、「当時の本件委員会は 6回とも全て公開で開かれており、今回のように非公開で行われた理由が不明であり、不可解である。「不存在」の根拠を明らかにし、内容全てを公開する必要がある」と述べているが、今回本件懇談会を非公開としたのではなく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、傍聴者として報道機関のみ出席できるものとしたものである。

### 第 4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件対象文書について、処分を取り消し、公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和 3年 3月30日に行われた本件懇談会は、10年前に市長から諮問され

た本件委員会の内容を再検証するために当時の同じメンバーで開かれた重要な会議であるため、この内容は当然、記録されているはずであり、「不存在のため」とすることは有り得ないことである。

- (2) また、当時の本件委員会は 6回とも全て公開で開かれており、今回のように非公開で行われた理由が不明であり、不可解である。「不存在」の根拠を明らかにし、内容全てを公開する必要がある。
- (3) 本件会議記録を読んでも何を検証するために、また何のために開かれた会であったのか不明である。10年前に市長から諮問された本件委員会と同じメンバーで開かれた本件懇談会である。本件委員会が 6回の委員会を公開で行い報告書をまとめ、市長に提出されたのが2010年12月である。4年後に市長は「道路建設廃止」を表明しているので、2021年に開かれた本件懇談会では、当然この「廃止表明」を受けた検証が必要になると思われるが、本件会議記録には何らその検証が記載されていない。
- (4) 更には、本件会議記録には誰が発言したのか記載されておらず、これもまた不可解である。本件委員会の 6回の議事録では全て発言者名が記載されている。公開されて行われた10年前の本件委員会との整合性を図るならば、発言者の記載は当然あってしかるべきである。誰が、何をどのように検証に至ったのか、理解しようとしてもできず、十分な資料なども提供されていない。
- (5) 「今回本件懇談会を非公開としたのではなく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、傍聴者として報道機関のみ出席できるものとしたもの」とあるが、公開制度から考えれば、二つの問題点があると考えられる。会議を公開しようとするならば、市議会・委員会の会議中継と同様な方法もある。そして二つ目は、本件懇談会の周知の対象者が報道機関である前に市民ではないのか。また、本件懇談会の出席者全員（報道機関、業者含む）の把握が十分でなく、尋ねても明確な回答がもらえなかった。
- (6) 本件会議記録は、出席した業者に依頼して作成したと聞いている。この会議記録では、発言者の微妙な言い回しや癖のような口調が表現されているが、これらは録音でもなければ確認しようがないと思う。そもそも録音していないとは考えられない。
- (7) 情報提供について、弁明書では本件懇談会については、HPで概要や資料等を公開しているとあるが、本件会議記録は公開されておらず、本件公

開請求時点において作成もされていない。

(8) 名古屋市は現在「折衷案作成業務」を業務委託しており、この根拠として本件懇談会を持ち出しているが、この発言者の記載のない本件会議記録や資料、そしてこの業務委託の特記仕様書からその「折衷案」業務の内容等が不明であり、理解できない。益々、この懇談会の内容の精査が必要となっている。

(9) 名古屋市民にとって貴重な相生山緑地の今後を作り上げていくためにも市民と行政との協働が欠かせないため、市民に進んで情報を公開されるようお願いしたい。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件懇談会について

本件懇談会は、相生山緑地の道路建設に係る学術検証懇談会開催要綱に基づき、都市計画道路弥富相生線に関し、都市交通及び周辺環境について、平成22年からの変化や最新の知見も踏まえた科学的な検証を行うために設置された会議であり、地下鉄が開通した現状における再度の学術検証及び現状を踏まえての学識者としての意見を伺うために、令和 3年 3月30日に開催されたものである。

### 4 本件対象文書の有無について

本件対象文書は、本件懇談会について、実施機関の職員が本件会議記録を作成するための補助手段として使用した本件録音データ、本件議事メモ及びその他本件会議記録作成に必要とした資料（以下「本件資料」という。）であると解される。

(1) 本件録音データについて

ア 審査請求人は、上記第 4の 2(6) において、本件会議記録における発言者の微妙な言い回しや癖のような口調が表現されている点など、本件録音データの存在を主張していることから、当審査会において確認したところ、実施機関は、本件懇談会において録音を実施した事実はなく、本件録音データを取得していないとのことであった。

イ 実施機関は、本件会議記録を作成するにあたり、本件懇談会当日に職員を複数名配置し、各自が作成した本件議事メモを集約したとのことであった。

ウ 当審査会において本件会議記録を確認したところ、逐語的な会議記録であることから、録音を実施せずに作成したとする実施機関の主張はいささか不自然であり、不合理な点がないとは言い切れないが、本件録音データの存在を認めるに足りる事情も認められない。

(2) 本件議事メモについて

ア 本件議事メモは、上記(1)イのとおり、本件会議記録を作成するために本件懇談会に配置された職員がそれぞれ作成したものであり、実施機関によると、当該メモを集約し、内容の確認をした後、本件懇談会に出席した職員及び委員に発言内容の確認をした上で、文書決裁を経て本件会議記録として確定したとのことであった。

イ 実施機関によると、上記第 3の 2(2) のとおり、文書決裁が確定した際（令和 3年 9月21日）に、本件議事メモは不要となったため廃棄しており、本件公開請求があった時点では、既に存在していないとのことであった。

ウ なお、本件会議記録はその正確性を担保するために、上記アのとおり出席者への内容確認や所定の手続きを経て確定していると認められることから、本件議事メモが行政文書であった場合も、その保存期間が事務処理上必要な 1年未満の期間であるとして、本件会議記録の確定後に、実施機関が、その事務において必要な期間が終了したと判断し廃棄したことに、特段不合理な点はないと認められる。

(3) 本件資料について

ア 本件資料は、本件録音データ及び本件議事メモ以外で本件会議記録作

成に必要とした資料であり、上記(2)アのとおり、決裁文書が存在していたため、本件資料となりうる添付文書がないか当審査会で見分したところ、起案用紙に本件会議記録及び条例の一部が添付されているのみであり、他に添付されている文書はなかった。

イ また、実施機関に確認したところ、本件懇談会の当日資料などは本件会議記録の作成には使用しておらず、本件資料はなかったとのことであった。

ウ 以上のことから、本件資料が存在しないことについての実施機関の説明に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

(4) したがって、本件対象文書は存在しないと認めざるを得ない。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年12月14日	諮問書の受理
令和 5年 1月20日	弁明書の受理
3月10日	反論意見書の受理
9月15日 (第65回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
10月13日 (第66回第 2小委員会)	調査審議
12月15日 (第68回第 2小委員会)	調査審議
令和 6年 1月22日 (第69回第 2小委員会)	調査審議
2月 1日	答申

(答申に關与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充